

令和5年5月2日  
交通局総務部総務課

## 職員の処分について

本日、次のとおり懲戒処分を行いましたので、公表いたします。

### 1 職員の盗撮

(1) 職 員 交通局 係員 (30代)

(2) 処分の内容 懲戒免職

(3) 処分事由

当該職員は、令和5年2月23日(木)午後0時半過ぎ、地下鉄唐人町駅のエスカレーターで、女性のコートの裾を持ち上げ、スマートフォンで盗撮したことにより、福岡県迷惑行為防止条例違反(卑わいな行為の禁止)の容疑で現行犯逮捕されたもの。

また、令和2年2月頃から約3年間にわたって、盗撮行為を繰り返し行っていたもの。

(4) 管理監督者の処分

① 処分の内訳

課長級職員：口頭訓戒

再任用係員(当時：係長級職員)：口頭訓戒

② 処分事由

部下職員に対する指導監督が不十分であったもの。

#### 【問い合わせ先】

総務課長 吉谷、職員係長 大嶋

電話：732-4104 (内線140-4104)